

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(案)の概要

1. 経緯

○バリアフリー化推進要綱

- ・平成16年6月 バリアフリーに関する関係閣僚会議決定
- ・社会のバリアフリー化の推進に向けた政府としての方針等を取りまとめたもの

○「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」に基づき、平成19年度中に改定

2. 改定のポイント

この4年間の推進状況(バリアフリー新法の施行やユニバーサルデザインの浸透等)を踏まえて、以下の3つを重点に改定を行う

(1) 基本認識

バリアフリーとともに、ユニバーサルデザインを併せて推進することを明確化

(※)表題「バリアフリー化推進要綱」→「**バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱**」

(2) 今後の取組方針

生活者・利用者の視点に立った施策の展開

妊婦、子ども及び子ども連れの人に配慮した「子育てバリアフリー」の視点も盛り込み、すべての生活者・利用者の視点に立って推進 (※)表彰要領にも反映

ハード・ソフトからハートへ

施設の整備などハード面の取組は着実に進展しており、今後は、ハード面に加えて、職員の対応などソフト面の取組とあわせて「心のバリアフリー」の取組を強化

「点」・「線」から「面」の整備へ

地域の特性に応じ、個々の施設の整備やその間の移動の円滑化を有機的に組み合わせ、面的な広がりを持った空間の整備を推進

社会全体による取組の推進

一部の関係者による取組とするのではなく、国民一人ひとりの課題であるにとらえ、個人や企業、地域コミュニティ、NPOなど社会全体による取組を推進

(3) 分野別の基本的取組

- 「**心のバリアフリー**」の推進を新たに項目立てし、取組を一層強化
- 「**情報**」の分野については、その重要性を踏まえ、**新たに項目立て**
- 「生活環境」の分野に**防災、防犯対策の推進**を追加
- 「心のバリアフリー」の推進の項目に対応する新たな目標など、施策を効果的に推進するとともにその進捗状況を明らかにするため、**目標設定**

(※)必要に応じて、おおむね5年を目途に見直し

バリアフリーとユニバーサルデザインについて

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(注) 「障害者基本計画」 (平成14年12月閣議決定) から抜粋